**平成２０年（フ）第２２４号**
宮崎県日向市鶴町３丁目５番19号
破産者　株式会社柏田工務店
異議申述期間　平成23年５月10日まで
平成23年３月９日　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２２年（フ）第１０８号**
宮崎県東臼杵郡美郷町北郷区宇納間8062番地６
破産者　廣嶋　直子
異議申述期間　平成23年５月10日まで
平成23年３月10日　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２２年（フ）第１４８号**
宮崎県延岡市新小路１丁目３番地８
破産者　上田　　勝
異議申述期間　平成23年５月10日まで
平成23年３月９日　宮崎地方裁判所延岡支部

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第９７７１号**
大阪市阿倍野区旭町１丁目６番１―511号
破産者　曽我里恵子
免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
平成23年３月９日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２１４７２号**
東京都港区赤坂８丁目６－９―108
破産者　大久保慶二郎
免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
平成23年３月９日
東京地方裁判所民事第20部

## 免責許可決定

**平成２２年（フ）第３９８号**
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字寺裏324番地
破産者　玉屋　雅靖
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

## 特別清算開始

**平成２３年（ヒ）第２０２０号**
東京都港区北青山３丁目３番７―403号
清算株式会社　ニューシティ・インベストメント株式会社
代表清算人　山田　洋一
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２３年（ヒ）第２号**
愛知県知立市西町亀池37番地
清算株式会社　亀池管理株式会社
清算人　加藤美津江
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

## 特別清算終結

**平成２３年（ヒ）第２００６号**
東京都千代田区麹町１丁目７番地
清算株式会社　株式会社ウインド
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２２年（ヒ）第３０号**
横浜市中区山下町273番地
清算株式会社　株式会社マルタン
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成１２年（ヒ）第５号**
静岡県富士市鈴川本町９番１号
清算会社　大昭和愛鷹株式会社
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２２年（ヒ）第２号**
静岡県富士市鈴川本町９番１号
清算株式会社　大昭和投資株式会社
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所富士支部

## 特別清算協定認可

**平成２２年（ヒ）第２号**
大分県豊後大野市三重町市場97番地
清算株式会社　株式会社斛の井
代表清算人　角田　佳彦
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息、遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算会社の負担とする。
権利の変更の結果生じる１円未満の端数はこれを切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３に定める代表者勘定及び角田佳彦からの短期借入金、角田佳彦への未払金、角田佳彦、角田貴洋、角田英之が保有する保証債務履行に伴う求償権、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
清算事業終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算決了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、解散及び特別清算の手続きのために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続きに関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお残額が存する場合には、九州中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合に対する弁済金に充てる。
弁済後、一般債権の残額は全額免除を受ける。
第３　代表者勘定及び角田佳彦からの短期借入金、角田佳彦への未払金、角田佳彦、角田貴洋、角田英之が保有する保証債務履行に伴う求償権
代表者勘定及び角田佳彦からの短期借入金、角田佳彦への未払金、角田佳彦、角田貴洋、角田英之が保有する保証債務履行に伴う求償権については、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
第４　保証人解除
九州中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合が保有する債権に関する保証契約により連帯保証人となっている角田佳彦、角田貴洋、角田英之については、保証契約を解除するものとする。
大分地方裁判所竹田支部

**平成２２年（ヒ）第３号**
大分県豊後大野市三重町内山153番地
清算株式会社　株式会社ます亭
代表清算人　角田　貴洋
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息、遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算会社の負担とする。
権利の変更の結果生じる１円未満の端数はこれを切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３に定める角田朝子の相続人及び角田英之からの短期借入金、第４に定める代表者勘定、第５に定める関連会社債権、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
清算事業終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算決了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、解散及び特別清算の手続きのために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続きに関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお残額が存する場合には、九州中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合に対する弁済金に充てる。
弁済後、一般債権の残額は全額免除を受ける。